

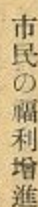
發行所
奈良市役所
編集兼 広報調査課長
発行人 吉田 孝雄
印刷所 奈良共同印刷

ける輝かに新しい歴史と現状とを
つらに將來性を考慮し、な
時代感覚とも遊離すること
となき古典の香りも豊かに
して国際的にも誇るに足り
る文化観光都市を建設する
ことは国家的意義即ち新時
代平和と国家建設の国是に沿
うものと思ふのである。こ
れらから本市の文化観光都市
建設の構想はあく迄も高遠
な理想の上に立つて計画さ
れるべきものであつて、總
ゆる分野にわたる総合智恵
を集めて確立せられるもの
であります。ここにその建
設の輪郭を明示することは
困難であります。が、大要
に申し述べます事柄につ
いて研究考慮し、その具体
的實現に不斷の努力をいた
したいと念願しているもの
あります。

一、奈良都市計画区域即ち
文化観光都市の建設区域
の再検討

二、文化財保護施設の促進

腹心をもつてゐるのであり、我が奈良市におき



といふことに付いては重

関心をもっているのである。

は当然であります。
以上おわれの理想とする奈良国際文化観光都市建設の構想として、かような見地から推進を図つて行くべきものと思ふのであります。

しかし問題は今後にあります。まして、現在の奈良市の財政事情も国家経済状況も決して楽観を許さるべきではありません。且つ、国際観光都市に完成できる等と甘い考えをもつておるわけではありませんが、これが奈良市の往々べき道であればこそ、この初頭に際し利増進から実現化へ

ます。私達是如何に平和を愛好し、またこれを守ることに燃烈であるかという事を身を以て世界にせん明しなければならぬ大切な国際的な道義上の責任がある」とと存じまふ占領下六年間の苦辛生活は勿論無意義ではなかつたと思われませんが、條約発効の後においても、われわれはこの忍苦をそしてこれに注がれた各国の方情を思つて苟もこれを傷つけないようになさるゝ、信を世界につなぎわれわれの凡ゆる反省を世界人類の上にのける戒めとしなければならぬと存じます。

が奈良市におきまして

の建設事業を單なる希望に終らしめることなく、是非とも目的の達成に渾身の努力を捧げ、来る新年度に於いて既定継続事業は勿論新規事業として、中央公民館と綜合運動場の建設に着手する予定であり、これらについて諸般の準備を進めております。

審議会におきましては、既に会議を重ねられましては、五ヶ年計劃に關する答申書を提出していただいております。けれどもこの御意見はもつともなことであり、先に申し述べました構想の内容をなすすものとして、その趣旨は充分尊重して行くことは申すまでもありません。

専門委員会にありましては現在綜合計劃樹立のため委員の意見をとりまとめられることになつております。

今後この綜合意見書を奉酌して基本計劃の樹立を行う予定であります。

世界の一員として今年こそ躍進の昇天する勢をもつて躍進発展しなくてはならない年であります。市長就任以来、私に寄せられた市民の御様の御厚情と御激励とは絶大なるものでして深く感謝と反省を重ねております。市政の要諦は市民の福利と市民生活の安定にあることは申すまでもなく従いきして国都建設も又市民の福利を基調としなければならぬことは、勿論であります。私自身、かゝる信念にもとづいて自らを勵まし及ばざるを輔い市政の運営に最善の力を盡くすために全力を傾倒することの出来ずは誠に本懐の至りであります。同時に議員諸氏も克く私のかく念じおる点を御理解下さつて、寧日なく市民の福祉生活の向上に對して一歩邁進しておられますことは

要は、市民各位の懇意と私達の不斷の活動によつて始めて国または、關係諸機關の御援助と協力が得られ、一步一歩前進して行くものであると確信いたしております。

以上国都建設に対する私の考えております一端を申し上げました、具体的なものは將來機会を得て発表させていただくことができればと考へます。

国都建設は決して都市計劃事業のみでなく、市政の全般にわたり物心のすべての面から進めて行くことであるとはかように考へております。

今後とも新谷先生に御努力を願ひ、最も立派な理想的な国際文化観光都市建設に邁進のため御協力を賜はらんことをお願いいたします。

特別法による都市建設法は現在十八都市

国都建設審議會は、さきに諮問に対する答申として五ヶ年計劃の大綱を決定以來九ヶ月ふりに開催せられその間における答申書に示された主なる事業の経過報告が各所管の幹事よりあつた。

この會議において、市長は委員の質問に答えて、「今後の審議會には、重要事項と共に私の感謝おく能わざる處でありまして、私を最も意義あらしめんと企てておるものであります。特に今後建設的な段階に進む市政の前途には新しい困難なものと発生は避けられない處であります。而して事物の発展には常に困難を克服して、はじめて可能になるのであります。現在周囲の情勢は必ずしも、ことごとく都合せしめるものとは申されませんが、一步は一步ずつ希望の彼方に近づくつゝあることを感じるものであります。たゞ地方税制の改廢をためたに市民各位に動搖を來たしませんが、まことに已むを得ないことは申せ私に遺憾とする處でこれからは將來に於て是正されるべきものとして全国的な運動

なもののについてはよく御相談する考えであつて、決して審議會を無視して行くこととはしないつもりである」とまた、会長は、委員から「この国都建設今後の見通しに關する、その質問に答えて一特別法が最初に施行せられたのが原子爆彈による広島と長崎であり、この二都市は御承知のとおり一日も早く復興せねばならぬとのものゝ國際な共通の精神によるものであり比較的急である。しかし、その後、この種特別法による都市建設法は十八を数えるに至つてゐる。これらの中でも奈良と京都都是国会において特別に考慮されるよう運動したのであるがこのようにすると他の都市もついてきて結果は同じである。他の都市がついてくることは、奈良、京都に對する分配される金がそれだけ少なくなる。今後場合によつては都市建設法を別に考へるために法律体系を變えて行かなければならぬ」と考へられるのであるが、広島、長崎の場合とは異なる。二、十六年度予算には、当初、奈良、京都に當てる別枠の予算も考へられたが種々の



へ展開されてます。今年こそは誠に忍苦の年へのそして又希望への年のスタートでもあつて市民各位とともに

理由と事情が生じて思うように進まなかつたのである。このような關係から本年度において京都は相当大巾な補助と起債を仰いでいる。私も市長がかわられて奈良市の方針が解らず、国会議員として關係当局にどのようにつまづを進めて良いのか不明でどのようにもできなかつたわけである。しかし今回幸い大綱については意見の一致を見て、奈良市の国都建設の方針が明確にされ、さらに総合計劃も樹立

「給與所得の
『給与支拂額』」

皆様も御承知の通り地方税法の改正によりまして昭和二十七年より市民税の賦課期日は一月一日現在となりまして。随つて給與所得をうけている者及び給與の支拂をしている者は次の要領により給與所得申告書及び給與支拂報告書を提出して頂かなければなりませんから期限迄に必ず提出されますようお願い致します。

— 大 寒 —



にこの一年も共に市政のために邁進することを年頭

に当り御挨拶致します。

(寫眞は高橋市長)

て、大要以上のような明
ることを望む」
と、中央に反映させなくては
ない。一層の熱意を示され
ることとなる。

第二段階に入り、再発足を
迎えることとなった。

「申告書」

古書の提出』

いいてお願い——

▲給與所得申告書用の用紙は近く皆様の御手許に配付致す予定でありますから必ずその用紙に所要事項を記載して下さい。尚配付洩れ等により御手許に届かぬ場合等は市税務課へお越して下さい。

▲給與支拂報告書の用紙は銀行、会社、官廳等へそれぞれ配付致しますが個人商店等雇傭者の少いと云ふのは配付洩れが生じることがありますから未着の場合には申出下さい。尚この用紙は本年度に限り便宜上配付致しますが用紙不足の場合は適宜補足して提出して下さい。

(一)給與所得申告書

①給與所得をうけている者(給與所得者を有する者の範圍)
昭和二十七年一月一日現在に於て奈良市内に住所を有し、前年中即ち昭和二十六年一月一日より十二月三十一日迄の間に給與所得のあつた者

②給與所得の範囲
前年中即ち昭和二十六年一月一日より十二月三十一日迄の間に於て俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給及び賞與並びにこれらの性質を有する給與等すべて給與所得の対象になります。

③申告すべき期限
昭和二十七年二月十日迄に市税務課へ提出して下さい。

④源泉徴収票の添付
申告書には必ず昭和二十六年分源泉徴収票(年々調整をしたもの)を添付

⑥特に明記せなければならぬ事項

次に掲げてある者はその旨申告書に明記願います

(イ) 前年中即ち昭和二十六年一月一日より十二月三十一日までの間に就いて所得を有しなかつたもの

(ロ) 昭和二十七年一月一日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている者

(ハ) 不具者、未成年者、満六十五歳以上の者又は寡婦で前年中において十ヶ月未満の所得を有した場合

⑦申告義務の違反

申告義務のある者が正当な事由がなくして申告しなかつた場合は罰則が適用

正月用糯米供出

に感謝

正月用糯米特配五百石(一人当一石)を本年度は特に諸事情により本市農家に供出のみにより賄うことになり農家の皆様の初め関係機関は申す迄も又農村役員各位の理解ある御協力により意外な減収にもかかわらず自家用糯米を一戸当り三升、五升と削いで供出して頂いた結果漸く旧臘二十日需要額を確保、御蔭様で外米糶の入ることなく七万外米糶の心配でき暖か消費市民に特配できまして正月を過ごすことができましたことは偏に農家の皆様の心からの理解ある供出の賜と関係各位並に農家の方々へ厚く御礼申上げる次第であります

用されることがありますから必ず申告書は提出して下さい

(二) 給與支拂報告書

(給與の支拂をしていられる者)

①給與の支拂をしている者の範囲

銀行、会社、官廳、商店その他の者で給與の支拂をする際所得税を源泉徴収する義務がある者はすべて含まれます

②給與支拂報告書

ばならない給與支拂をした者の範囲

昭和二十七年一月一日現在に於て奈良市内に住所を有し、且つ一月一日現在

(三) 給料生活者の特別徴収(源泉徴収)の範圍の擴大について
△昭和二十七年度は給與所得者に対しては源泉徴収の範圍を更に拡大して樂に納税して頂けるよう計画を進めています。随つて昭和二十七年度の市民税は四月より翌年三月まで俸給の中から毎月十二分の一宛を差引いて分則徴収することになつています。
△例えば市民税額二、四〇〇圓の場合、毎月二〇〇圓を源泉納めて預けばよいことになり知らず識らずの間に気軽に納税義務を果たされるということになります。

(四) 普通徴収に係る申告について
給與所得者を除いた營業所得者および税務所に所得税を申告納税せられてゐる方は四月三十日迄に別に配付致します申告書を提出して頂くことになつていきますからその際御協力の程お願い致します。

(五) 正しき申告は公平な賦課の基となります
屢々聞くことでありますが虚偽の申告をしておいても判らずにすむのでないかとわれませんが、税金として公平な賦課によつて税負担の均衡に重点を置いていります。隨つてあらゆる方面より資料を集集していますからたとえ虚偽の申告があつても直ちに発見ができて正しいことがないよう努めていただきます(奈良市税務課より)

